

# 令和4年度 事業計画

## I 基本方針

当公社では、平成26年3月に知事から農地中間管理機構の指定を受け、県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」や「産業振興計画の産業成長戦略」に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進及び農地基盤整備の推進等に取り組んできたところです。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大し、県内でも一時高知市をまたいだ不要不急の移動の自粛要請があるなど厳しい状況となり、当公社の事業推進活動にも影響が続きました。今後も、新型コロナウイルス感染症との共存の中で事業推進をしていかなければならず、農業者等関係の皆さんの不安払拭を図りながら関係機関・団体と一体となって担い手への集積・集約に努めます。

また、人口減少と高齢化が全国的に進展し担い手などの農業者が減少する中で、農地が健全性・持続性をもって最大限利用されるよう、現在国において「人・農地など関連施策の見直し」の検討が行われています。

この中では、話し合いによって定める地域の農業の将来の姿である「人・農地プラン」を市町村が策定する計画として法定化し、目指す農地の利用の姿を「目標地図」として明確化すること、地域全体で農地の利用関係を再構築するため農地の貸借は農地バンクを経由する方法を軸とすることなどが議論されています。

関係法案は開会中の国会での成立を目指し、9ヶ月程度の周知期間を経て施行される予定ですので、全国の関係機関と連携しながら対応を検討・協議していきます。

### 1 農地中間管理事業

本年度は、県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、概ね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積目標、年間1,100haの農地集積の達成に向けて、引き続き取り組みます。

・令和3年度借受見込 約115ha (2/1 現在見込、令和2年度110ha)

農地中間管理事業の更なる加速化・強化を図る観点から、「人・農地など関連施策の見直し」を視野に入れ、「人・農地プラン」の実質化がされた地域において、担い手への集積が醸成された地区を中心に、市町村、JA及び農業委員会等の関係機関との連携を強化し、PRや働き掛けにより出し手・受け手のマッチングを図り事業推進に取り組めます。

基盤整備事業との連携については、農地中間管理機構関連農地整備事業※（以下

「機構関連事業」という。)を活用して新たに基盤整備を実施する地区を、これまで取り組んできた重点地区に加えて、関係機関と連携し事業に取り組みます。

※ 機構が借り受けた農地について、農家の申請によらず県が農家の費用負担や同意を求めずに県が基盤整備を実施することが可能。

次世代施設園芸団地の整備を推進するため、県、市町村及びJ Aと連携し優良農地の確保及び農地耕作条件改善事業等の基盤整備を支援します。

新規就農対策では、認定新規就農者が借り受けた農地の賃借料の一部を補助し、新規就農者の初期投資の軽減を図ります。

また、市町村、J A及び関係機関と綿密に連携し、農地を先行借り受けすることで新規就農者の就農予定農地(施設園芸農地)の確保を図ります。

遊休農地対策については、「目標地図」の実現に向けて、遊休農地を含めて地域内の農地を集積・集約化を進めるために、本年度創設される遊休農地解消緊急対策事業により、当公社(農地中間管理機構)が簡易な整備を行い、遊休農地の解消を進めて遊休農地の有効利用を図ります。

## 2 農地売買等事業

農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業により、規模拡大を目指す担い手等に農地の利用集積を図るため、引き続き農地の売買を推進します。

## 3 新規就農総合対策事業

農地確保に係る就農相談活動や就農支援資金の管理運営により、新規就農者の確保や定着を図ります。

## 4 公社推進体制

本年度の推進体制は、公社職員4名、臨時職員10名、農地集積推進支援員(以下「推進支援員」という。)11名の合計25名体制とし、この他に6市2町において、地域の人と農地等に精通した農業関係者や世話役等16名を農地活用サポーターに委嘱します。

農地中間管理事業担当の中に引き続き次世代施設園芸団地農地確保担当を2名配置するとともに、農地集積の機運が高まった地区及び基盤整備事業実施地区で農地活用サポーターの更なる増員を図ります。

## 5 債権管理

過去の事業にかかる未収金の債権管理及び回収のため、公社内で債権管理検討会を毎月開催し、債務者の状況に応じて顧問弁護士等のアドバイスを得ながら、組織的、効果的な取り組みを進めます。

## II 具体的な事業内容

### 1 農地中間管理事業

- (1) 現在市町村では、人・農地プランの実質化の取組が進んでおり、令和3年度末にはほぼ全市町村で実質化が完了する予定です。

本年度は実質化された人・農地プランを踏まえて、将来の農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する地図「目標地図」の作成に取り組んでいくこととなります。

公社では、新たにタブレットを導入し、現場での協議の中で推進支援員がeMAFF地図（農地ナビ）を活用してマッチングに取り組むことで、農業委員会による現状地図の作成などに協力します。

更に「目標地図」の作成に向けても伴走機関と連携し、集落の話し合いに参画し働きかけを進めます。

基盤整備と連携した優良農地の確保としては、機構関連事業の実施地区（北川村、土佐清水市、黒潮町、四万十町）に続く新規地区の確保に向けて、県、市町村等関係機関と連携し、実施化された人・農地プランを踏まえ、地形条件や地域ニーズに応じた掘り起こしに取り組みます。また、地元からの要望が多い農地耕作条件改善事業を早期実施するために、重点地区に指定し担い手への集積・集約を推進します。

現場の農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、推進支援員及び農地活用サポーターを中心に、出し手の掘り起こしと受け手へのマッチングをよりきめ細かに行います。

また、果樹産地における担い手への園地集積を支援するために、果樹産地協議会等と連携し事業を推進します。

重点地区は、令和3年度当初は13市町村、25地区を指定し事業を推進してきましたが、年度途中で重点地区への指定の要望があった2町（四万十町、黒潮町）4地区を新たに重点地区に指定し、4地区が終了したことから、本年度は13市町村、25地区\*を中心に事業推進していきます。

※ 機構関連事業、農地耕作条件改善事業、県営基盤整備事業、国営緊急農地再編整備事業等及び利用集積・集約の機運が高まった地区

- (2) 次世代施設園芸団地の整備を推進するため、県の農地耕作条件改善事業等と連携し優良農地が確保できるよう、県・市町村等関係機関と連携して取り組みます。

(3) 地域における当公社の窓口として市町村等への業務委託を行います。また、出し手の掘り起こしや受け手へのマッチングを図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA職員との連携を強化します。

(4) 新規就農対策としては、確実な農地確保及び経営初期の負担軽減を図るため、新規就農者農地確保等支援事業を活用し、認定新規就農者が借り受けた農地の賃借料を最大5年間補助します。この事業は新規就農者からのニーズが高いことから新規就農者への周知を図ります。

また、農地中間管理事業の借受農地管理等事業を活用し就農予定農地（施設園芸農地）の先行借受の実施に取り組みます。

(5) 遊休農地対策としては、本年度新たに国が創設する遊休農地解消緊急対策事業を活用し、公社が解消可能な遊休農地の簡易な整備（草刈り程度）を行い、担い手への集積・集約に繋げて有効利用を図ります。

また、引き続き農地情報提供活動として、当公社ホームページ上で農地情報を公表しマッチングを図ります。

**計画目標 県内における担い手への集積・集約面積 年間1,100ha**

## **2 農地売買等事業**

市町村や農業委員会を通じた農家等からの申出をもとに、農地の売買を通じて、規模拡大を目指す担い手等に農地の集積・集約を図ります。

**計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 年間4.5ha**

## **3 新規就農総合対策事業**

農地確保に係る就農相談及び農地中間管理事業による新規就農者への農地確保、農業次世代人材投資資金（準備型）の審査業務及び就農支援資金の管理運営等を行います。

新型コロナウイルス感染症との共存の中での取組みとして、電子メールや電話などを利用した就農相談を引き続き行い、事業を推進します。

**計画目標 農地に係る相談件数延べ 30回**